

施行規則第二条の二第二十二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第五項、第三十八条の二第三項（実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条の六の二第四項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の十四第三項（同条第六項（実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）及び実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定による回復理由書の提出

第三項（実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条の六の二第四項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の十四第三項（同条第六項（実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）及び実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定による回復理由書の提出

七 〔二十〕	六 〔一五〕	〔略〕	手 続	第十一条第五十四号に規定する特許法第百八十 六条第一項（実用新案法第五十五条第一項に おいて準用する場合を含む。）、意匠法第六十 三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規 定による証明の請求のうち特許出願、実用新 案登録出願、意匠登録出願（意匠法施行規則 第二条の二第二項の規定により複数の意匠登 録出願を一括してしたものを含む。）又は商標 登録出願若しくは防護標章登録出願について パリ条約（千九百零年十二月十四日にプラッセ ルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、 千九百二十五年十一月六日にヘーベで、千九 百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五 十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百 六十七年七月十四日にストックホルムで改正 された工業所有権の保護に関する千八百八十 三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同 じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しく は商標法条約の締結国又は特許法第四十三条 の三第二項の特定国において優先権を主張す るための書類についての証明の請求	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕							書類名	
〔略〕							様式	

七 一 十	六 一 五	手 統	書類名 様式
〔略〕	<p>第十条第五十四号に規定する特許法第百八十一条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求のうち特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願についてパリ条約（千九百零年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーネで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国又は特許法第四十三条の三第二項の特定国において優先権を主張するための書類についての証明の請求</p>	〔略〕	
〔略〕		〔略〕	
〔略〕		〔略〕	

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)  
**第十二条** 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ 同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、手続補正書、誤訳訂正書、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは意匠法施行規則第二条の二第一項の規定による手続、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書、出願審査請求書又は特許料納付書若しくは登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

**第十二条** 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行ふ者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、手続補正書、誤訳訂正書、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書、出願審査請求書又は特許料納付書若しくは登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。